



平成23年5月13日

各 位

会社名	日本精機株式会社
代表者名	代表取締役社長 永井正二 (コード番号7287 東証第2部)
問合せ先	常務取締役 経営管理本部長 五十嵐竹善
TEL	(0258)24-3311

役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び当社取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入について、平成23年6月28日開催予定の第66回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は、役員退職慰労金制度を平成23年6月28日開催予定の当社の定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、当該株主総会にて重任される取締役及び監査役並びに当該株主総会後も引き続き在任する監査役については、在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支払時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とすることといたします。

2. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入

役員退職慰労金制度の廃止にあわせ、取締役の報酬と当社の業績及び株主利益の連動性を一層高めることを目的として、当社取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入いたします。

なお、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は以下のとおりといたします。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式75,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の総数

750個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会が定めるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(7)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

以 上